

第2次伊予市自殺対策計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

令和6年度末に伊予市自殺対策計画（平成31年3月策定）の計画期間が終了するため、第2次計画を策定する。

市民の意識や価値観、社会情勢等の変化に加え、住民意識や各種データの解析など客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があり、高度な作業が必要とされることから、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により企画提案を募集し、当該業務を委託する上で最も適した事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

第2次伊予市自殺対策計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「第2次伊予市自殺対策計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

(4) 委託料の限度額

3,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
なお、消費税及び地方消費税相当額の率は10%で計上するものとする。
支払いは、全ての業務完了後に一括支払いとする。

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請負わせる場合にあっても同様とする。
- (4) 参加表明時点において伊予市における令和5年度競争入札（見積）参加資格の認定（登録）を有する者であること。ただし、業務登録者に限る。
- (5) 伊予市又は伊予市以外の地方公共団体が発注する自殺対策計画策定業務について業務実績を有していること。
- (6) 受注者は、一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク付与を受けている者若しくは同等の第三者評価を受けている者であること。
- (7) 単一の事業者であること。（複数事業者による共同企業体の参加は認めない。）

- (8) 四国内（島しょ部を除く。）に常勤の職員を配置する本店、支店、営業所等を有し主たる業務を履行できること。

4 本プロポーザルの参加手続

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を伊予市健康増進課に提出すること。なお、各様式、仕様書等については伊予市ホームページよりダウンロードすること。

※伊予市ホームページ <https://www.city.iyo.lg.jp/>

(1) 提出期間

令和5年8月14日（月）から令和5年8月18日（金）まで

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし提出期間中に必着のこと。なお、伊予市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出先

〒799-3127 愛媛県伊予市尾崎3番地1

伊予市市民福祉部 健康増進課 TEL 089-983-4052

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 業務推進体制（様式4）

オ 企画提案書（様式自由）

カ 業務計画予定書（様式自由）

キ 見積書（様式5）

併せて各年度の積算内訳書（様式自由）を添付すること。

(2) 提出部数 正本1部と副本7部の合計8部とし、内容は次のとおりとする。

ア 正本、副本ともにファイルに綴じて業務名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。

イ 正本がカラー刷りの場合は、副本もカラー刷りとする。

5 質問受付及び回答

本プロポーザルの内容に関する質問は、質問書（様式6）に記入の上、伊予市健康増進課メールアドレスに電子メールで提出することとし、手続きは下記のとおりとする。なお、着信確認は質問者の責任において行うこと。

※伊予市健康増進課メールアドレス kenkou@city.iyo.lg.jp

(1) 受付期間

公募開始から令和5年7月27日（木）まで

(2) 回答方法

受け付けた質問への回答は、令和5年8月2日（水）までに質問者全員に同じ

回答を行う。回答は、電子メールで行うほか、伊予市ホームページ内において公表する。

6 提案のヒアリング

事業者ごとに企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとし、次によりヒアリングを実施する。

- (1) 予定日時
令和5年8月29日（火）（時間等の詳細については、後日通知する。）
- (2) 実施場所
伊予総合保健福祉センター（場所の詳細については、後日通知する。）
- (3) 説明者
様式1に記載する担当者を含む2人以内の者とする（機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。）。
- (4) 持ち時間
プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は10分程度とする。
- (5) 使用機材
伊予市がプロジェクター、スクリーンを用意する。その他の機器については、必要に応じて各自で用意することとする。
※市が準備するプロジェクターへの接続ケーブルはVGA（ミニD-sub15ピン）で接続可能。Wi-Fiや光ケーブルは使用不可。

7 事業者の選定

- (1) 選定方法
第2次伊予市自殺対策計画策定業務プロポーザル審査委員会は、「3参加要件資格等」を満たしている参加表明者について、「6提案のヒアリング」に基づくヒアリングを行い、「10評価基準」に基づく総合的な審査を経て最も優秀な事業者を委託候補者として特定する。
- (2) 最高得点者が2者以上あった場合の決定方法
ア 価格点の獲得点数により、委託候補者及び次点者を決定する。価格点の獲得点数が同点の場合、実施体制の獲得点数により、委託候補者及び次点者を決定する。
イ 上記アにより、委託候補者及び次点者が決定しない場合は、委員長により決する。
- (3) 審査結果の通知
審査の結果は提案者に令和5年9月4日（月）に書面にて通知する。各提案者の評価項目ごとの評価点数は、伊予市ホームページ内において公表する。
- (4) その他
申込者が1者の場合にあっても、当該業務委託実施要領並びに当該仕様書に照らし合わせ、選定委員会を実施し審査を行うものとする。

8 契約の締結等

前項により特定された者と契約の交渉を行う。契約交渉が不調の場合は、評価

により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合
- (5) 「3 参加資格要件等」の各号に該当しない場合

10 評価基準

別紙1のとおり

11 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募及びヒアリング等、本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として今後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

12 スケジュール

項目	期限等
公募開始（公告）	令和5年7月21日（金）
質問受付期間	公募開始から 令和5年7月27日（木）まで
質問回答日	令和5年8月2日（水）
参加申込書等の提出期間	令和5年8月14日（月）から 令和5年8月18日（金）まで
審査日（ヒアリング）	令和5年8月29日（火）
審査結果通知	令和5年9月4日（月）

※ただし、予定であり変更する場合がある。